

令和5年度地方税財政等に関する提言

- III 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等
- IV デジタル田園都市国家構想の推進等
- V 税制抜本改革の推進等

令和4年9月6日

全国知事会地方税財政常任委員会

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

1 地方一般財源総額の確保・充実

[提案 P 4・5]

- 今後、社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和5年度においても、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。

地方行財政改革の推進と地方財源の確保による持続可能な地方行財政基盤の確立

地方行財政改革の推進

- 自治体DXや自治体間の広域連携・協力の推進、財政マネジメントの強化を引き続き推進し、自治体が将来展望を持って行政サービスを適切に実施できるよう、**持続可能な行財政基盤を確立**することが重要。

① 自治体DXの推進

- 「デジタル田園都市国家構想」の理念や国の支援策等を自治体と共有するため、「**自治体DX推進計画**」を改定。国の取組と歩調を合わせた**自治体DXの取組を強力に推進**。
- 自治体と外部人材のマッチング機能の強化など**自治体のCIO補佐官等の外部デジタル人材の確保支援を推進**。外部人材同士のネットワークを強化。
- 自治体情報システムの標準化・共通化については、目標時期である令和7年度に向け、**自治体の円滑な移行を支援**。
- 地域独自の給付施策をオンラインで迅速かつ効果的に推進できるよう**自治体マイナポイントの全国展開を推進**。

② 国と自治体及び自治体間の連携・協力の推進

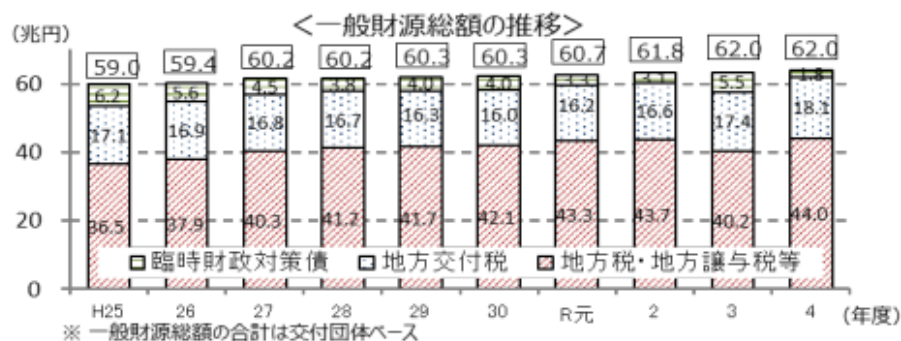
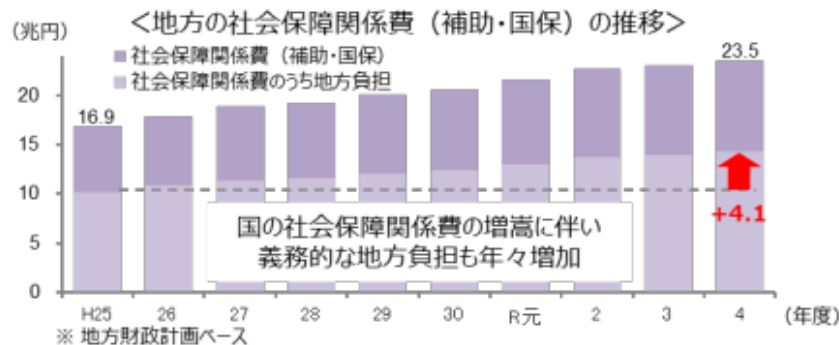
- 第33次地方制度調査会において、**ポストコロナの経済社会に的確に対応**する観点から、**国と自治体及び自治体相互間の関係のあり方などについて調査審議**。
- 連携中枢都市圏等に加え、**核となる都市がない地域における「地域の未来予測」に基づく広域連携**など、自治体間の多様な広域連携を推進。
- **複数市町村での法定計画の共同策定による連携や連携中枢都市圏等におけるK P Iの質の向上を促す取組**を通じ、連携の深化を推進。

③ 自治体の財政マネジメントの強化

- 自治体が公共施設等の適正管理に計画的に取り組めるよう、**公共施設等適正管理推進事業債の事業期間を延長**（R4～R8）するとともに、**対象事業を拡充**。
- **上下水道の広域化計画の策定**（～R4）や**公立病院経営強化プランの策定**（～R5）、**経営戦略の改定**（～R7）により、**公営企業の持続可能性を確保**。
- 財務書類情報の比較可能な形での公表や、水道・下水道の**公営企業会計の適用**（～R5）など、財政状況の見える化を推進。
- 上記取組を支援するため、**専門アドバイザーを派遣**（500事業）。

地方財源の確保

- 今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中で、自治体が**住民に身近な行政サービスを安定的に提供**しつつ、デジタルの活用（DX）とグリーン化（GX）の推進、地方への人の流れの創出・拡大、安全・安心な暮らしの実現といった課題に取り組めるよう、2025年度までを対象期間とする「新経済・財政再生計画」等に沿って、**自治体が自由に使える一般財源総額を適切に確保**することが引き続き重要。



「全世代型社会保障」等に向けた政府方針

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（R4.6.7閣議決定）

＜全世代型社会保障関連の記述＞

- ・「全世代型社会保障は、「成長と分配の好循環」を実現するためにも、給付と負担のバランスを確保しつつ、若年期、壮中年期及び高齢期のそれぞれの世代で安心できるよう構築する必要がある。」(p30)
- ・「給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、能力に応じて皆が支え合うことを基本としながら、それぞれの人生のステージに応じて必要な保障をバランスよく確保する。」(p31)

＜少子化対策・こども政策関連の記述＞

- ・「少子化対策・こども政策は、包摂社会の実現に向けて重要であるだけでなく、「人への投資」としても重要であり、強力に進める。」(p5)
- ・「少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻で、待ったなしの課題である。このため、「こども家庭庁」を創設し、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていく。」(p13)
- ・「こども政策については、こどもの視点に立って、必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その充実を図り、強力に進めていく。そのために必要な安定財源については、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進める。」(p13)

「全世代型社会保障改革の方針」（R2.12.15閣議決定）

- ・「令和4年(2022年)には、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり始める中で、現役世代の負担上昇を抑えることは待ったなしの課題である。」(p2)
- ・「現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とするとともに、全ての世代が公平に支え合う「全世代型社会保障」への改革を更に前に進めていく。」(p2)

Ⅲ 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実等

6 国土強靱化の強化、物流・人流ネットワークの早期整備・活用及び公共施設等の適正管理

[提案 P 7・8]

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を強力かつ計画的に推進するため、対策完了後も見据えつつ、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。
- 公共施設の脱炭素化をより一層推進できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」について、より弾力的で柔軟な運用・拡充を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

公共施設等適正管理推進事業債について

※下線部分は令和4年度からの措置

対象事業	充当率	交付税措置率
① 集約化・複合化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度） 【建築物（公民館等）】 ・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 【非建築物（グラウンド等）】 ・維持管理経費等が減少すると認められる集約化・複合化事業 ※複数団体が連携して実施する集約化・複合化事業の取組において、対象施設を有しない団体も実施主体に含む。	90%	50%
② 長寿命化事業【拡充】（事業期間：令和4年度～令和8年度） 【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（一定規模以下等の事業） 道路、河川管理施設（水門、堤防、ダム（ 本体、放流設備 、観測設備、通報設備等））、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、 空港施設 、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設		財政力に応じて 30～50% (注)
③ 転用事業（事業期間：令和4年度～令和8年度） ・他用途への転用事業		
④ 立地適正化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度） ・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業		
⑤ ユニバーサルデザイン化事業（事業期間：令和4年度～令和8年度） ・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
⑥ <u>脱炭素化事業【新規】</u>（事業期間：令和4年度～令和7年度） ・地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業 太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入 ※「ZEBの実現」、「省エネルギー改修」は、それぞれZEB基準、省エネ基準に適合させるための改修が対象。		
⑦ 除却事業（事業期間：令和4年度～令和8年度） ・公共施設等の除却を行う事業		—

(注)義務教育施設の大規模改修事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改修事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定

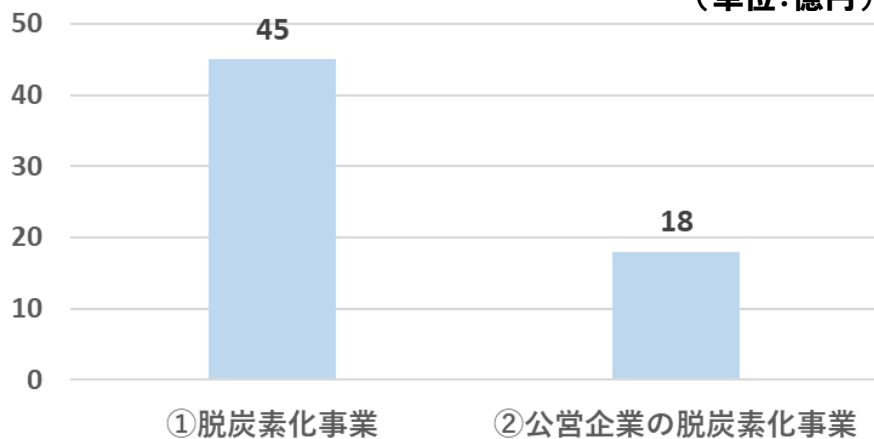
地方財政に関する調査（地方財政計画に係る財政需要）

〔 ○ 令和4年4月に全国知事会の全構成都県（47団体）に対して調査を実施。 〕

「公共施設等適正管理推進事業費」に係る財政需要について

「脱炭素化事業」に係る充当額（R4）

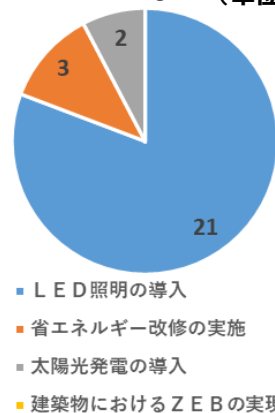
（単位：億円）



予算額が最も大きい分野

(①脱炭素化事業)

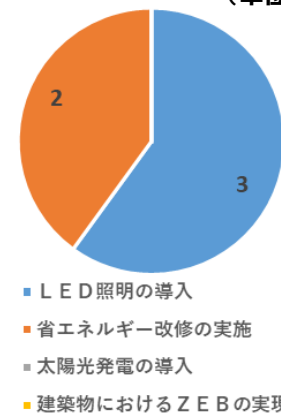
(単位：団体)



予算額が最も大きい分野

(②公営企業の脱炭素化事業)

(単位：団体)



脱炭素化事業を推進する上での課題等

- 築年数が古い建物が多いため、より脱炭素化への効果が大きく、地方側にとって脱炭素化へのインセンティブが働くよう、既存施設の改修事業のみならず、施設の新設・建替についても対象とするなど、より弾力的で柔軟な運用を検討していただきたい。（多数意見あり）
- 施設の改修等は、中長期にわたり計画的に行っているため、令和7年度までの期限内に事業を完了させられない懸念があり、更なる事業期間の延長など中長期的な財政措置が必要。
- 公共施設等総合管理計画への脱炭素化の推進方針等の記載要件、第三者認証取得要件、省エネ基準要件等のハードルが高く活用が難しい。
- 環境省の補助金等を活用した国庫補助事業により整備される事業にも充当できるようにしてほしい。
- 「木質化」等のメニューを追加してほしい。
- 既存建築物に対して太陽光発電設備の導入やZEB化を実施する場合、導入可能性を調べるための調査費用等の予算が必要。
- 公営企業については、既存施設の老朽化対策や災害対策を優先実施するため、施設の大規模改修を伴う脱炭素化の取組が遅れている。

IV デジタル田園都市国家構想の推進等

1 デジタル田園都市国家構想の推進等のための財源確保

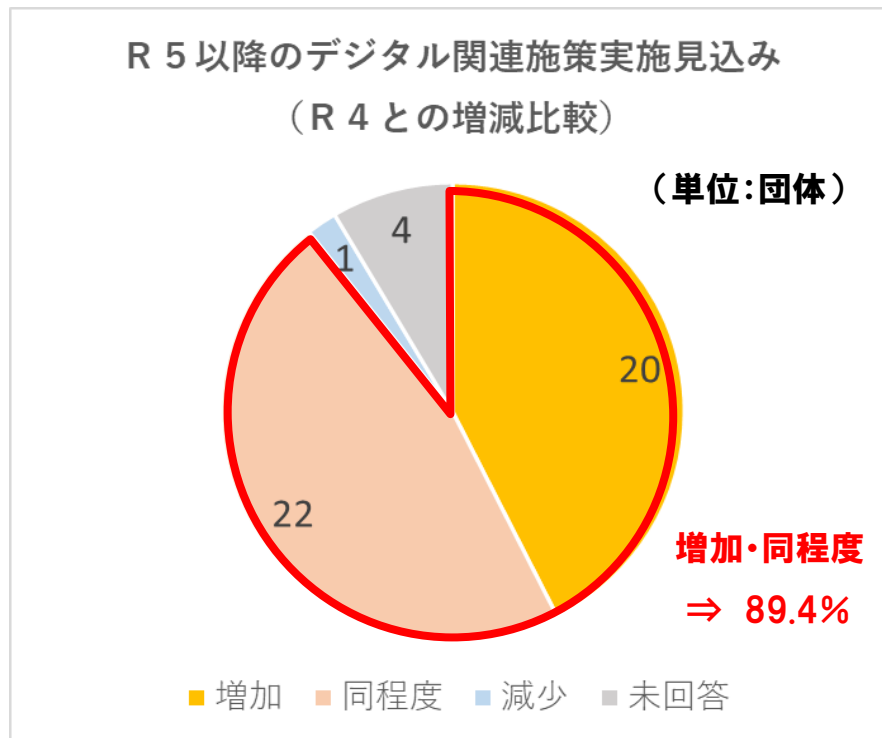
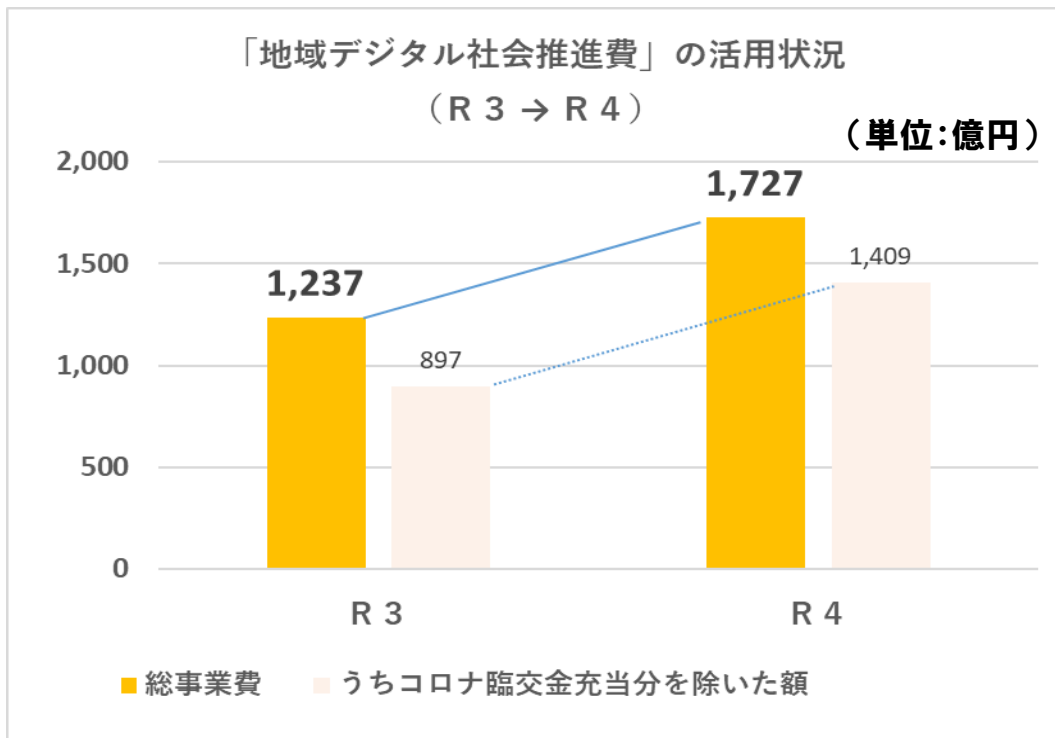
[提案 P 8～10]

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」などの地方創生の取組に必要な経費を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。
- すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、「地域デジタル社会推進費」などの地方のデジタル改革の実現に必要な経費を拡充・継続すること。

地方財政に関する調査（地方財政計画に係る財政需要）

〔 ○ 令和4年4月に全国知事会の全構成都県（47団体）に対して調査を実施。 〕

「地域デジタル社会推進費」の活用状況について



主な活用事例

- 中小企業等の生産性向上・経営力強化等のためのデジタル技術活用支援(AI・IoT・RPA・5G・ロボット・クラウドサービス等)、情報セキュリティ設備等導入支援、DX人材育成研修の実施、DX自己診断書作成支援・専門家派遣による伴走支援等
- デジタル技術を活用した商店街店舗の魅力向上支援、顧客の見える化、オンライン展示会の実施支援、デジタルマーケティング推進等
- 建設現場における生産性向上に資する情報機器等の導入支援
- スマート農業推進支援、施設園芸農業におけるIoT活用推進
- MaaS推進事業
- ICT教育の推進(「デジタルカレッジ」の運営、DX推進コーディネーター・スタッフの小中学校等への配置、タブレットPCリース等)

V 税制抜本改革の推進等

1 自動車関係諸税の見直し

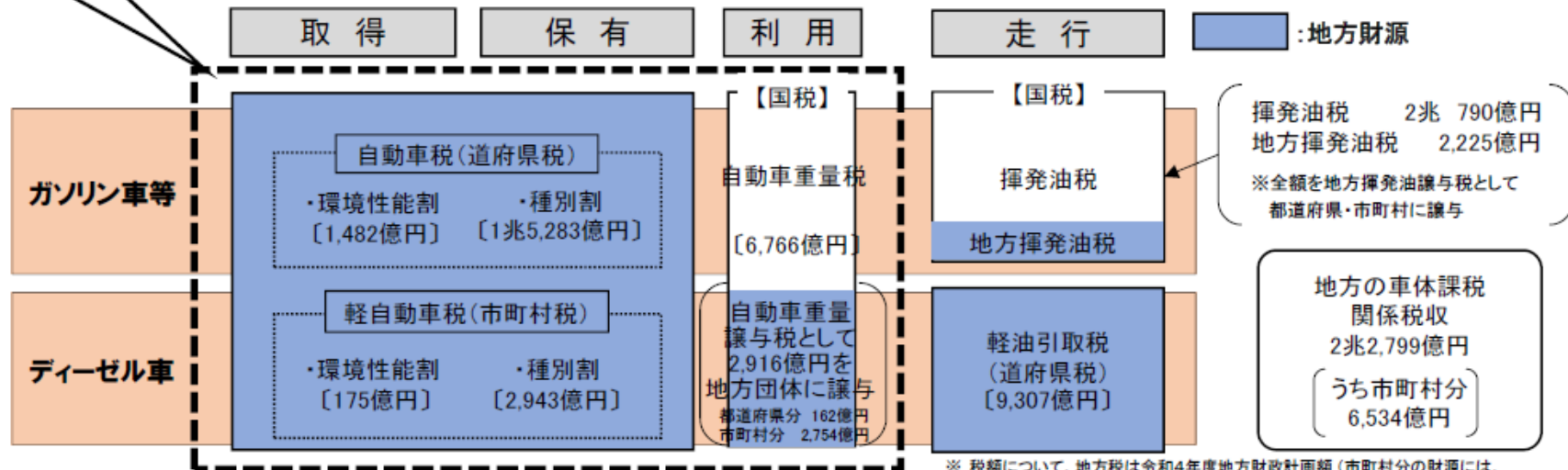
[提案 P15～16]

- 自動車税の環境性能割及び種別割のグリーン化特例（軽課・重課）の適用期限が令和4年度末までとなる中、自動車税は道路損傷負担金的性格も有する都道府県の基幹税であること、CASEに代表される自動車を取り巻く環境変化や財政需要への適切な対応が求められることなどを考慮した上で、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう必要な方策を検討すること。

車体課税(地方税)の課税段階イメージ

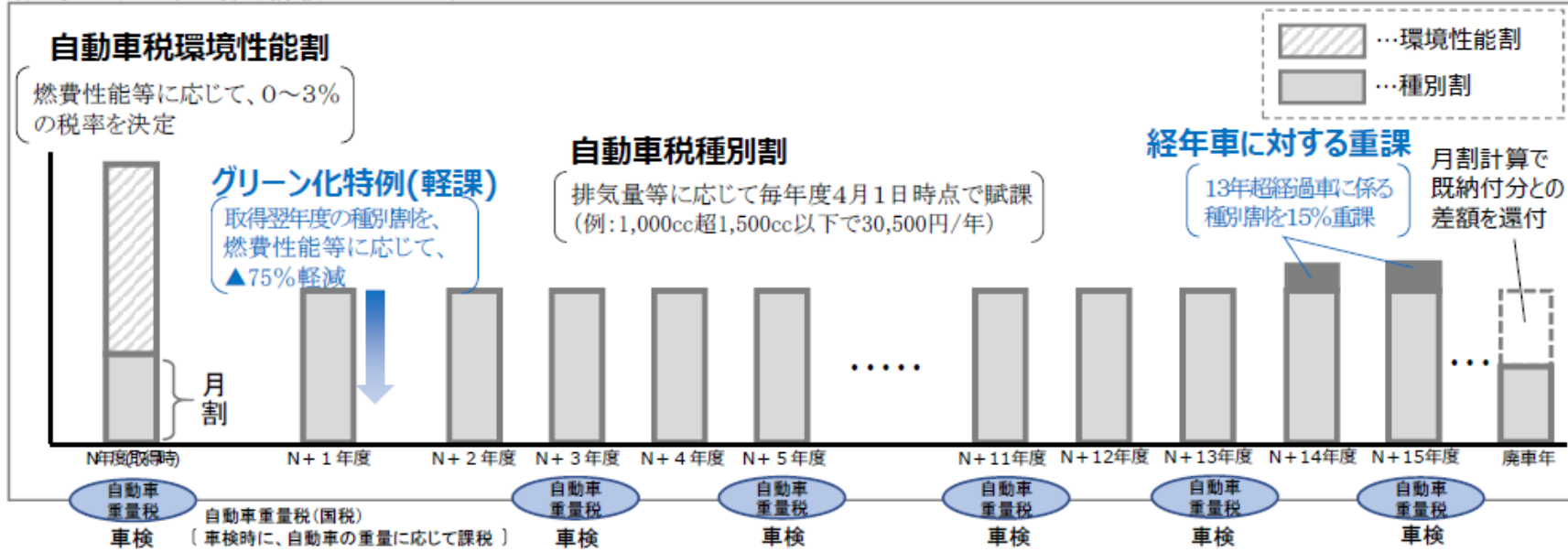
車体課税

車体課税はその多くが地方財源(車体課税2.7兆円のうち2.3兆円が地方財源)。



※ 税額について、地方税は令和4年度地方財政計画額(市町村分の財源には、環境性能割交付金(662億円)を含む。)、国税は令和4年度政府予算により計上している。

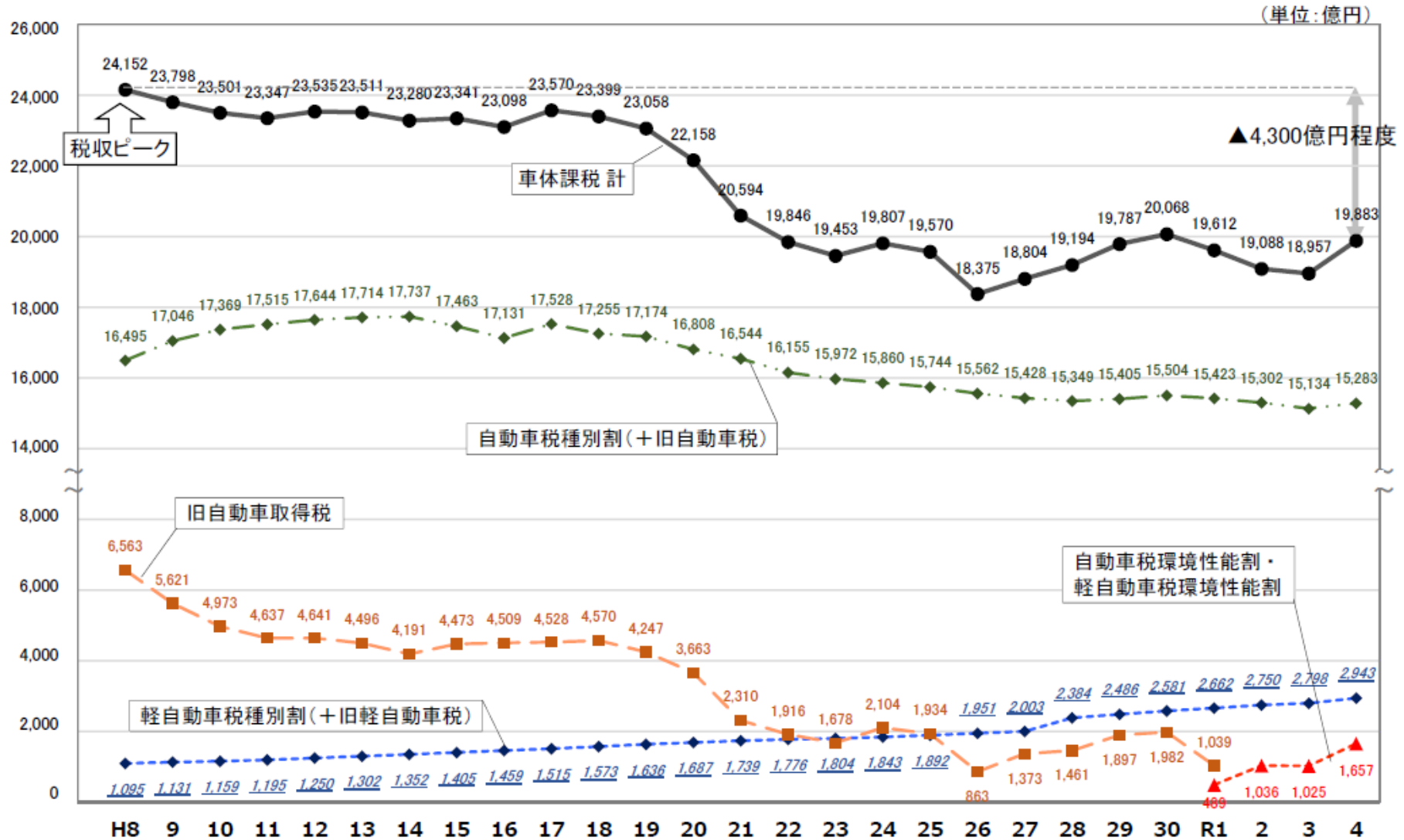
〔自家用乗用車に係る課税のイメージ〕



(出典: 総務省資料)

車体課税(地方税)の税込推移

- 車体課税(地方税)に係る税込は、平成8年度をピークに減少傾向。
- この間(H8→R4)、登録車販売台数の漸減や、旧自動車取得税におけるエコカー減税の創設(H21)及び税率引下げ(H26)、自動車税種別割の恒久減税(R1)等の影響により、▲4,300億円程度的大幅減となっている。



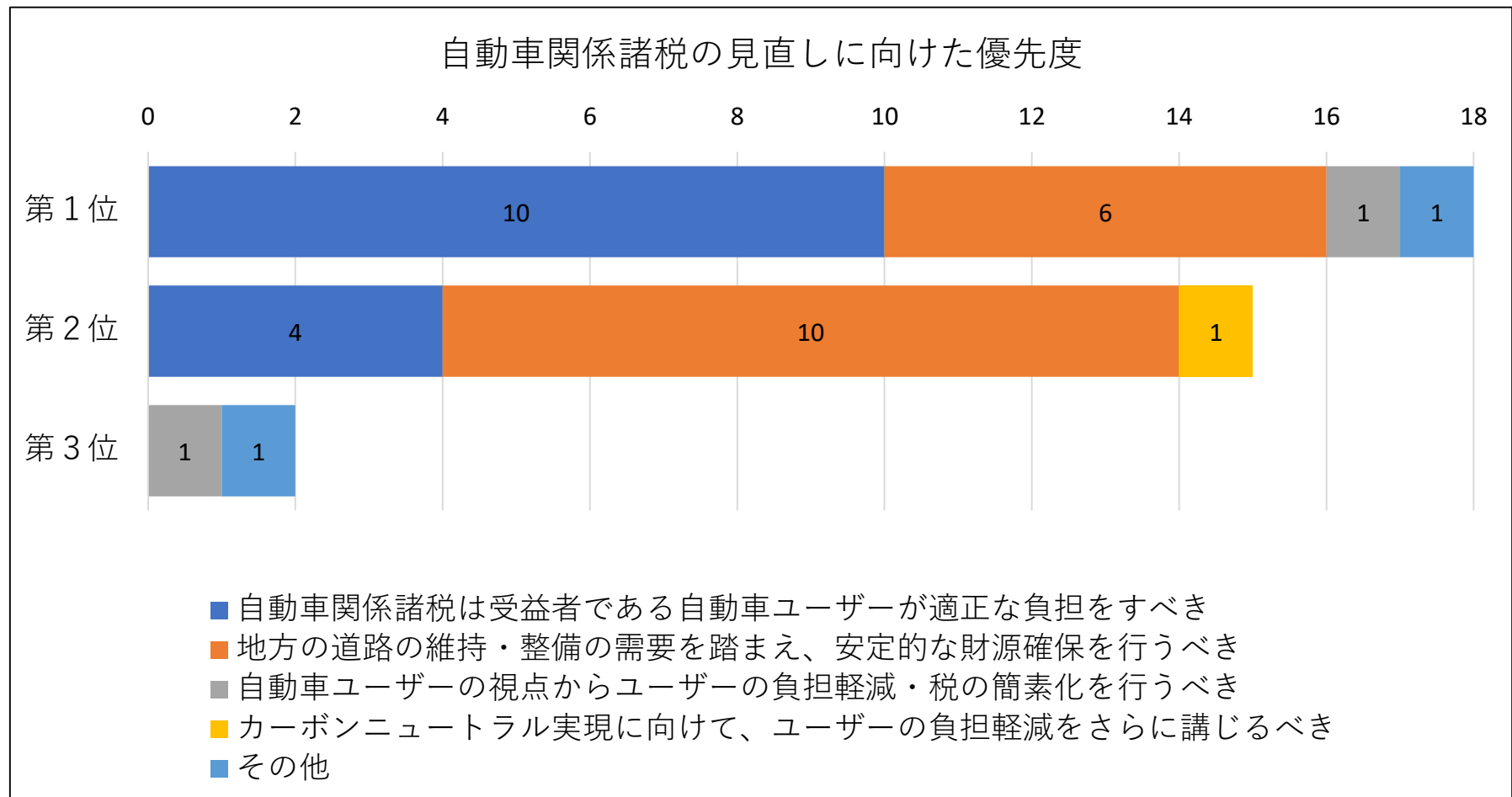
(注) 表中における計数は、令和2年度までは決算額、令和3年度以降は地財計画額による。

(出典: 総務省資料)

自動車関係諸税に係るアンケート

- 令和4年4月 全国知事会地方税財政常任委員会の構成都県に対してアンケートを実施
- 全18団体からの回答結果をとりまとめ

1 令和5年度見直しに向けて、優先度が高いと考える項目について（最大3つ）



自家用乗用車への課税の比較(ガソリン/ハイブリッド/プラグインハイブリッド/電気・燃料電池)

	ガソリン車	HV	PHV	EV・FCV
環境性能割 (適用税率)	燃費性能等に応じて税率決定 (R12基準85%達成:非課税、75%達成:1%、60%達成:2%、左記以外・R2基準未達成:3%)		非課税	
種別割 (適用税率)	総排気量に応じて税率決定 (1ℓ以下:25,000円、1ℓ超1.5ℓ以下:30,500円、1.5ℓ超2ℓ以下:36,000円、2ℓ超2.5ℓ以下:43,500円、・・・4.5ℓ超6ℓ以下:87,000円、6ℓ超:110,000円)			一律 25,000円 (総排気量1ℓ以下相当)
(グリーン化特例軽課)	適用なし		適用あり (取得翌年度分 75%軽減)	
(グリーン化特例重課)	適用あり (初回新規登録から13年経過車 概ね15%重課)	適用なし		
自動車重量税 (適用税率)	燃費性能等に応じて税率決定 (免税対象車等※2 本則税率(2,500円)、上記以外 当分の間税率(4,100円))※1		本則税率 (2,500円)	
(13・18年経過車税率)	燃費性能等に応じて税率決定 (免税対象車等※2 本則税率(2,500円)、上記以外 当分の間税率(㊦5,700円、㊦6,300円))※1		本則税率 (2,500円)	
(エコカー減税)	燃費性能等に応じて減免 (R12基準120%達成:2回免税、90%達成:初回免税、75%達成:初回▲50%、60%達成:初回▲25%)		2回免税	

※1 車検期間1年・車両重量0.5t当たりの税額、 ※2 エコカー減税適用基準を満たす車両・当該車両と環境性能が同程度の車両

V 税制抜本改革の推進等

2 国際競争条件や社会構造の変化等に応じた地方法人課税の見直し

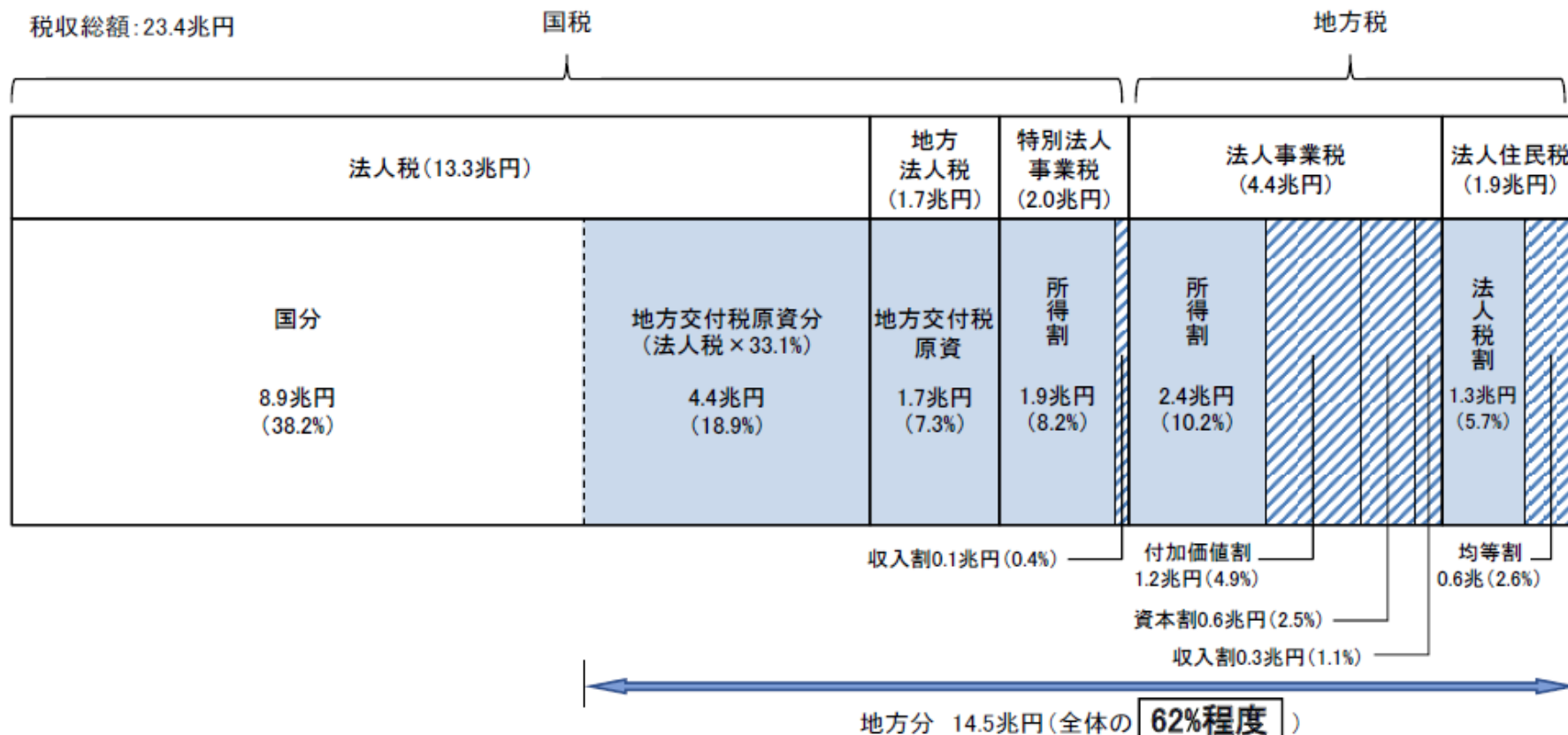
[提案 P16～18]

- (法人事業税における) 外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行うにあたっては、地域経済への影響に配慮するとともに、大企業の組織再編によりグループ内に資本金1億円以下の法人を複数設立したり、業績悪化等を理由に減資を行い資本金1億円以下とした等の事例が存在することから、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて検討すべきであること。
- 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合には、我が国においては地方法人課税分が含まれると考えるべきであり、今後、国内法制化の際は、こうした点を踏まえた上で、制度を構築すべきであること。

法人関係税収と地方財源

※ 令和4年度予算・地方財政計画ベース

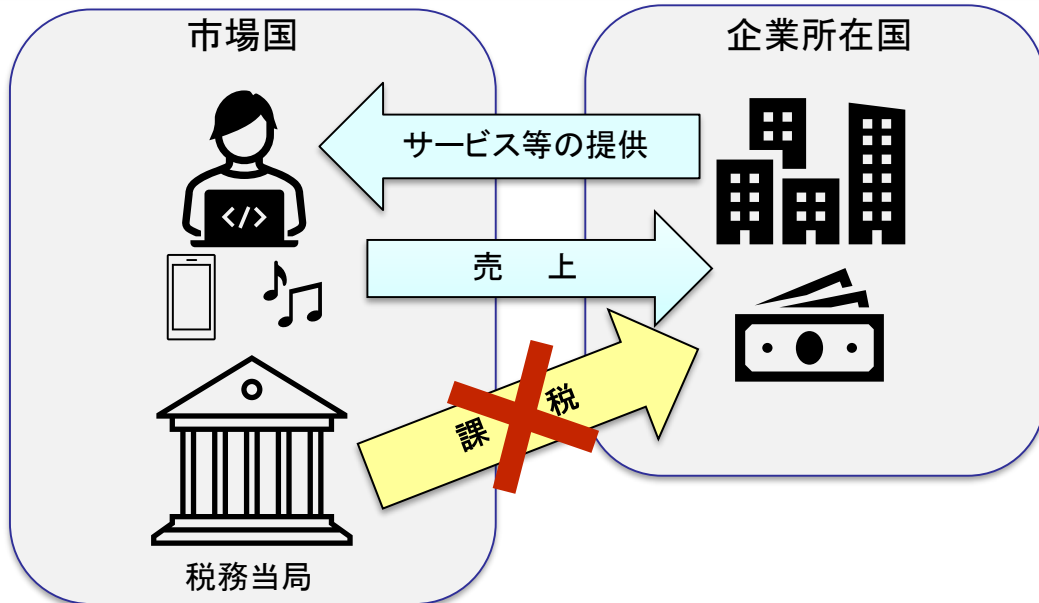
国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。



※ 図中の網掛けは、地方分の法人所得課税を示す。
 ※ 端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

国際課税ルールの見直し(全体像)

現 状



また、税率が低い国を利用した租税回避が存在

【これまでの問題点】

- 営業所や工場などの恒久的施設(PE)が存在しない場合、課税できない。
- 軽課税国に利益を移す租税回避等により、適切な課税ができない。

国際課税ルールの見直し

第一の柱

多国籍企業の利益の一定分を市場国へ配分

市場国への新たな課税権の配分

第二の柱

多国籍企業に国際的に同意された最低税率(15%)まで課税

グローバルミニマム課税

OECDを中心に、2021年10月世界136カ国の国・地域で合意

今後の国内対応のスケジュール

国際合意に基づき、以下の対応を目指す。

- ・第1の柱
2022年に多国籍条約を策定、2023年に適用開始
- ・第2の柱
2022年に国内法整備を行い、2023年ないし2024年の適用開始